

第五十号議案

東京都都税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条の二（見出しを含む。）中「令和三年度分」を「令和四年度分」に改める。

附則第二十条中「令和三年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第一号中「同条第一号イ」を「同条第二号イ」に改める。

附則第二十条の二（見出しを含む。）中「令和三年度分」を「令和四年度分」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の東京都都税条例（以下「旧条例」という。）附則第十五条の二の規定は、令和三年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。

3 旧条例附則第二十条及び附則第二十条の二の規定は、令和三年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。

（提案理由）

負担水準が〇・六五を超える商業地等に係る固定資産税等の軽減措置及び小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置を継続する必要がある。